

南知多町職員の給与の支給等に関する規則（昭和37年南知多町規則第1号）の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 9月19日

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

南知多町職員の給与の支給等に関する規則（昭和37年南知多町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第2項第2号中「育児休業し、」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により、」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。